

生活安全関連申請をされる皆様へ

★押印の廃止に伴い、様式が改正されました★

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、各種申請等の様式が変更となりました。

- ・今後は押印は不要となります。
- ・訂正を行う場合には、訂正したことが明らかとなるよう、二重線等で訂正してください。
- ・訂正したことによって訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載して再提出していただく場合があります。
- ・新しい様式は、「生活安全関連様式集」に掲載していますので、参考にしてください。

対象となる業法

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年7月 10 日法律第 122 号)
- ・警備業法(昭和 47 年7月5日法律第 107 号)
- ・古物営業法(昭和 24 年5月 28 日法律第 108 号)
- ・探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年6月8日法律第 60 号)
- ・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年3月 10 日法律第6号)
- ・火薬類取締法(昭和 25 年5月4日法律第 149 号)

施行日

令和2年 12 月 28 日

※ただし、当面の間は移行措置として、旧様式の使用も可能です。

お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許可等事務管理室 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課